

議案第4号 会則改正

[本則]

	改定案	現行
名称	第一章 名称と事務所 第1条 この会は、日野第三小学校PTAといい、 <u>任意加入団体とします</u> 。事務所を <u>日野市立日野第三小学校内</u> におきます。	第一章 名称および事務所 第1条 この会は、日野第三小学校PTAといい、事務所を同校内に置く。
目的・活動・方針	第二章 目的と活動 第2条 この会は、家庭と学校と地域で、 <u>日野第三小学校に在籍するすべての</u> 児童の幸福な成長をはかることを目的とします。 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動を行います。 1. <u>児童の学校生活や家庭生活を、より充実させるための活動</u> 。 2. その他、 <u>この会</u> の目的を達成するための活動。 第三章 方針 第4条 この会は、次の方針に従って活動します。 1. <u>日野第三小学校に在籍するすべての児童と家庭を対象として活動します</u> 。 2. <u>保護者と教職員が協力して活動します</u> 。 3. 児童の教育や幸福のために活動する他の団体・機関と協力します。 4. <u>政治的、宗教的、個人的、営利的な活動は行いません</u> 。 5. 学校の人事その他の管理に干渉しません。	第二章 目的および活動 第2条 この会は、保護者と教職員が協力しあい、家庭と学校と地域で、児童の幸福な成長をはかることを目的とする。 第3条 この会は、前条の目的をとげるために次の活動をする。 1. 良い保護者、良い教職員となるように努める。 2. 家庭と学校との綿密な連絡によって児童の生活を指導する。 3. 公教育費を充実することに努める。 4. その他、本会の目的を達成するための活動をする。 第三章 方針 第4条 この会は、教育を本旨とする団体として、次の方針に従って活動する。 1. 児童の教育ならびに幸福のために活動する他の団体および機関と協力する。 2. 特定の政党や宗教に偏ることなく、又専ら営利を目的とするような行為は行わない。 3. この会またはこの会の役員のなかから、公私の選挙の候補者を推薦しない。 4. 学校の人事その他の管理に干渉しない。
会員	第四章 会員 第5条 この会の会員資格は、次のとおりとします。 1. <u>日野第三小学校に在籍する児童の保護者</u> 。 2. <u>日野第三小学校に勤務する教職員</u> 。 第6条 <u>この会の会員は、前条の資格があり、さらに、この会への入会を希望した者</u> <u>とします。この会への入会と退会については細則に定めます</u> 。	第四章 会員 第5条 この会の会員は、次のとおりである。 1. 本校に在籍する児童の保護者またはこれに替る者。(以下「保護者」という。) 2. 本校の教職員。 3. 特に教育に関心深く、運営委員会が入会を認めた者。 第6条 この会の会員は、会費として一家庭年額2,400円納入する。既納の会費の返却は細則に定める。 第7条 この会の会員は、すべて平等の義務と権利を持つ。 第8条 この会の会員は、日野市立小中学校PTA協議会の会員となる。 第9条 この会は、学年PTAおよび地区PTAを活動の基盤組織とする。なお、必要な事項は細則で定める。
会計	第五章 <u>会計</u> 第7条 この会の経費は、会費・寄付金・ <u>その他の収入</u> でまかないます。 第8条 <u>この会の会員は、会費として一家庭年額2,400円を納入します。詳細は細則に定めます</u> 。 第9条 この会の経費は、 <u>定期</u> 総会で議決された予算に基づいて行います。決算は、年2回の会計監査を経て <u>定期</u> 総会で承認を得なければなりません。 第10条 この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年の3月31日までとします。	第五章 経費 第10条 この会の経費は、会費および寄付金ならびに事業収益金等で支弁する。 第11条 この会の経費は、総会において議決された予算に基づいて行われる。 第12条 この会の決算は、年二回会計監査を経て、総会に報告され承認を得なければならない。 第13条 この会の会員は、随時本会の会計を閲覧することができる。 第14条 この会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌3月31日に終わる。

機 関 ・ 会 議	第六章 機関と会議	第九章 総会
	第11条 この会には、次の機関をおきます。 1. 総会 2. 役員会 3. 地区委員会	第26条 総会は、この会の最高決議機関であって、全会員で構成し毎年始めに会長が招集する。但し、運営委員会が必要と認めたとき、又は会員の六分の一以上の要求があったときには会長が総会を招集する。
	第12条 総会は、この会の最高決議機関であり、全会員で構成します。	第27条 総会は会員（現在数）の六分の一以上の出席（委任状含む）がなければ、その議事を開き決議することができない。
	第13条 総会の会議は、定期総会と臨時総会とします。定期総会の内容等は細則に定めます。 1. 定期総会は、毎年度始めに会長が招集し、臨時総会は、役員会が必要としたとき、または会員の6分の1以上の要求があったときに会長が招集します。 2. 定期総会と臨時総会は、会員（現在数）の6分の1以上の出席（委任状含む）がなければ、その議事を開き議決することができません。 3. 定期総会と臨時総会の議事は、出席者の過半数（委任状含む）により決定します。ただし、本則の改廃は、第32条に従います。 4. 役員会が必要としたとき、会長は書面（電磁的方法を含む）での定期総会や臨時総会を招集することができます。書面（電磁的方法を含む）での定期総会や臨時総会は、議事の賛否を記載できる議決権行使書で行います。この場合において、会員の6分の1以上の議決権行使書の提出があった場合に定期総会や臨時総会を有効なものとし、議事は提出された議決権行使書の過半数で定めます。議決権行使書の白紙は賛成として扱います。	第28条 総会の議事は、出席者の過半数（委任状含む）で定める。 第29条 役員会が必要と認めた場合、会長は書面による総会を招集することができます。書面による総会での議決権の行使は、議事に対する賛否を記載できる議決権行使書により行う。この場合において、会員の六分の一以上の議決権行使書の提出があった場合に総会は有効なものとし、議事は提出された議決権行使書の過半数で定める。議決権行使書の白紙提出は賛成に含むものとする。
	第14条 役員会は、総会に次ぐ決議機関であり、役員（教職員の副会長含む）と校長で構成します。	第十章 運営委員会 第30条 運営委員会は、役員・各学級委員・地区委員会の正副・教職員代表により構成する。
	第15条 役員会の会議は、定期役員会と臨時役員会とします。 1. 定期役員会と臨時役員会は、会長が必要と認めたとき、または構成員の4分の1以上の要求があったときに開催します。 2. 定期役員会と臨時役員会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができません。 3. 定期役員会と臨時役員会の議事は、出席者の過半数により決定します。	第31条 運営委員会は、会長が必要と認めたとき、又は構成員の四分の一以上の要求があったとき招集する。 第32条 運営委員会は、構成員の二分の一以上の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。 第33条 運営委員会の議事は、出席者の過半数により決定する。
	第16条 地区委員会は、地区活動を行います。 1. 地区委員は会員から選出し、任期は1年とします。 2. 地区委員会は、決議機関ではありません。 3. 地区委員会の詳細は細則に定めます。	第十一章 常任委員会と特別委員会 第34条 この会の活動に必要なことについて、調査と実施のため、常任委員会をおく。なお、必要な事項は細則で定める。 第35条 常任委員会は、構成員の二分の一の出席がなければ、その議事を開き議決することができない。 第36条 常任委員会の議事は、出席者の過半数で定める。
	第17条 特別な事項について役員会が必要としたとき、特別委員会を設けることができます。 1. 特別委員会の委員は、会員（元会員を含む）の中から役員会が推薦し、会長が委嘱します。 2. 特別委員会は、決議機関ではありません。 3. 特別委員会は、その任務を終了したときに解散します。	第37条 特別な事項について必要があるときは、特別委員会を設けることができる。なお、必要な事項については、細則で定める。

役員・委員	第七章 役員 第18条 この会の役員は次のとおりとし、<u>会員の中から選出して定期総会での承認により就任します。</u> 1. 会長 1名（保護者） 2. 副会長 若干名（保護者若干名・<u>教職員</u>） 3. 書記 <u>2</u>名（保護者） 4. 会計 2名（保護者） 第19条 役員の任期は1年とします。ただし、以下の各項の範囲において再任は妨げません。 1. 役員は連続3期まで、同職は連続2期までとします。ただし、役員会が必要としたときは、同職連続3期までとします。 2. 教職員はこの限りではありません。 第20条 役員の任務は次のとおりとします。 1. 会長は、この会を代表し、<u>会員の総意にもとづいて、この会の目的の実現につとめます。</u> 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行します。 3. 書記は、<u>総会・役員会の議事を記録し、保管します。</u> 4. 会計は、この会のすべての収支を管理し、総会に報告します。 第21条 役員に欠員が生じたときは補充を行い、<u>役員会</u>での承認により就任します。任期は前任者の残任期間とします。 第八章 会計監査委員 第22条 この会の経理を監査するために、<u>会計監査委員をおきます。</u> 第23条 会計監査委員は、その年度の会計を監査し、その結果を総会に報告します。 第24条 会計監査委員は、<u>会員の中から役員会が推薦し、定期総会で承認された保護者1名と教職員1名</u>とします。そのうち1名は、役員経験者または会計実務経験者としてします。 第25条 会計監査委員の任期は1年とします。 第九章 顧問 第26条 役員の相談に乗り、円滑に運営できるよう顧問をおくことができます。 第27条 顧問は、会員（元会員を含む）の中から役員会が推薦し、会長が委嘱します。 第28条 顧問は役員会の会議に出席し、意見を述べることができます。<u>ただし、採決の出席者数には含めません。</u> 第29条 顧問の任期は<u>役員の任期</u>に準じます。	第六章 役員 第15条 この会の役員は次のとおりである。 1. 会長 1名（保護者） 2. 副会長 若干名（保護者若干名・副校長） 3. 書記 3名（保護者2・教職員1） 4. 会計 2名（保護者） 第16条 役員は総会の承認により就任する。 第17条 役員の任期は一年とする。但し、以下の各項の範囲において再任は妨げない。 1. 役員は連続3期までとする。 2. 同職は連続2期までとする。ただし、役員会が必要と認めたときは、同職連続3期までとする。 3. 教職員はこの限りではない。 第18条 役員の任務は次のとおりである。 1. 会長は、本会を代表し、総会・運営委員会・常任委員会及び役員選考委員会を招集し、会計監査を除いた全ての会合に出席して意見を述べることができる。 2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときはその職務を代行する。 3. 書記は、総会・運営委員会・常任委員会および特別委員会の議事を記録し、諸種の記録・通信その他の資料を保管し、会長の指示に従ってこの会の庶務を行う。 4. 会計は、この会の一切の収支を管理し、総会に報告する。 5. 役員の任務は、男女の別を問わず学級委員の任務を遂行したものと同様の扱いとする。 第19条 役員に欠員が生じたときは選考委員会で補充を行い、運営委員会で承認を得る。任期は前任者の残任期間とする。 第七章 会計監査委員 第20条 この会の経理を監査するために、総会で承認された2名の委員により会計監査委員会を構成し、その年度の会計を監査して、その結果を総会に報告する。 第21条 会計監査委員の任務は一年とする。但し、会計監査委員1名は、役員経験者または会計実務経験者とする。 第八章 顧問 第22条 この会は顧問を置く事ができる。 第23条 顧問は会員（元会員を含む）の中から運営委員会の推薦により会長が委嘱する。 第24条 顧問の任務は次のとおりとする。 1. 顧問は運営委員会および役員会に出席して意見を述べる事ができる。 2. 顧問は必要に応じて役員の相談等により、円滑に運営できるようサポートする。 第25条 顧問の任期は、第17条第1項および第3項に準ずる。
個人情報	第十章 個人情報の取り扱い 第30条 <u>この会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用します。</u>	第十四章 個人情報の保護 第40条 本会の活動を推進するために必要とされる個人情報の取得や利用、管理については、「個人情報取扱いに関する基本方針」「個人情報取扱方法」に定め、適正に運用するものとする。
細則	第十一章 細則 第31条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、<u>役員会の議決を経て定めます。役員会は、細則を改廃した場合、その内容を定期総会または臨時総会での報告や通知などにより、会員に周知しなければなりません。</u>	第十二章 細則 第38条 この会の運営に関し必要な細則は、この会則に反しない限りにおいて、運営委員会の議決を経て定める。運営委員会は、細則を制定し又廃棄した場合は、その内容を時期総会に報告しなければならない。

改 廃	第十二章 改廃 第32条 この本則は、総会 <u>構成員（全会員）</u> の3分の2以上の賛成がなければ改廃することができません。	第十三章 改正 第39条 この本則は、総会において三分の二以上の賛成がなければ改正することができない。
付 則	第十三章 付則 第33条 すべての会議の議長は、そのたびにその会で選任します。 第34条 （省略） 18. <u>この会則は、令和3年5月13日改正、同日から実施。</u>	第十五章 付則 第41条 全ての会議の議長は、そのたびにその会で選任する。 第42条 （省略）

[細則]

	改定案	現行（内規含む）
会 員	第一章 <u>入会と退会</u> 第1条 <u>この会への入会は次のとおりとします。</u> 1. <u>役員会での入会届（電磁的な方法を含む）の受理により入会となります。</u> 2. <u>入会済みの会員は、次年度も自動継続となります（各年度での継続確認は行いません）。</u> 第2条 <u>この会の退会は次のとおりとします。</u> 1. <u>本則第四章に定めた会員資格を失ったときは自動退会となります。</u> 2. <u>役員会での退会届（電磁的な方法を含む）の受理により退会となります。</u>	
会 計	第二章 <u>会費と校外活動費</u> 第3条 <u>この会の会費について次のとおり定めます。</u> 1. 会費の納入は、年1回とします。 2. <u>年度途中に入会したときは、月額（本則第五章に定めた年額の月割り）に基づき、入会月からの会費を納入します。</u> 3. 既納の会費は返金しません。 第4条 会員がPTA対外行事に参加したときの交通費は、公共交通機関を使用した場合に限り、実費で支給します。 第5条 他校との交際・記念・祝金は、1校につき3,500円とします（運動会を除く）。	第七章 会費 第20条 1. 会費の納入方法は、年一回徴収とする。 2. 既納の会費は返金されない。転出の場合は予定を事前に報告し、転出月までの分を納入する。 <内規> 第6条 会員がPTA対外行事に参加したときの交通費は、公共交通機関を使用した場合に限り、実費で支給するものとする。 第8条 他校との交際・記念・祝金は、一校につき3,500円とする。（運動会を除く）

会議	第三章 <u>定期総会と臨時総会</u> 第6条 <u>定期総会</u>は、次の<u>事項について審議します</u>。 1. <u>前年度活動実績</u> 2. <u>前年度会計実績（監査済み）</u> 3. <u>今年度役員案</u> 4. <u>今年度活動方針案</u> 5. <u>今年度予算案</u> 第7条 <u>定期総会</u>や<u>臨時総会</u>の日時・場所・議事は、少なくとも3日前<u>までに会員に</u>知らせます。 第8条 <u>定期総会</u>や<u>臨時総会</u>では、会員は自由に意見を言うことができます。	第一章 <u>総会</u> 第1条 総会は次のことを行う。 1. 役員の承認 2. 会計監査委員の承認 3. 会計監査を経た収支決算の報告 4. 事業報告 5. 年間計画の審議決定 6. 収支予算の審議決定 第2条 総会の日時・場所および議事は、少なくとも三日前に知らせておかねばならない。 第3条 総会において会員は自由に意思を表明することができる。 第二章 <u>役員会</u> 第4条 役員会は、PTA活動の要としてその活動が円滑に行われるよう会則に則り各会議への提案や連絡調整を行う。 第三章 <u>運営委員会</u> 第5条 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関である。年間の計画を立てる。 1. 役員・会計監査以外の事務を処理する。 2. 常任委員会との連絡調整を行う。 3. 運営委員会は、総会に予算案および議案を提案する。 4. 特別委員会の委員を推薦する。 5. 会則に定める事務を処理する。 第四章 <u>常任委員会と特別委員会</u> 第6条 常任委員会は、本則第二章第3条に示された諸活動の実施計画を作り、実施にあたる。 第7条 常任委員会は、全委員により構成する。 第8条 常任委員会の構成は下記のとおりである。 1. 本部役員 2. 広報委員会 3. 文化委員会 4. 行事企画委員会 5. 他校交流委員会 6. 選考委員会 7. 地区委員会 第9条 常任委員会の各委員会の正副委員長は次のとおりである。 1. 委員長 1名（保護者） 2. 副委員長 若干名（保護者・教職員） 第10条 常任委員会の正副委員長および特別委員会の正副委員長は、委員会の互選により会長が委嘱する。 第11条 正副委員長と委員の任期は一年であるが、欠員が生じたときは補充する。 第12条 特別委員会の委員は、運営委員会の推薦により会長が委嘱する。 第13条 特別委員会は、その任務を終了したときに解散する。 第14条 常任委員会と特別委員会は、いかなる事業についても運営委員会に諮らなければならない。
校長	第四章 <u>この会における校長の立場</u> 第9条 校長は、各会合に出席して意見を言うことができます。	第五章 <u>本会における校長の立場</u> 第15条 校長は、各会合に出席して意見を述べるができる。

役員・委員	第五章 地区委員会 第10条 地区委員会が推進する地区活動は、その地区に所属する保護者の協力を得て行います。 第11条 次年度の地区委員の選出は、地区ごとに地区委員会の責任において年度末（3学期末）までに行います。 第12条 地区委員会には、必要に応じて協力員をおくことができます。協力員をおくときは、その旨を役員会に報告します。 第13条 地区委員に欠員が生じたときは、地区委員会の責任において速やかに補充します。	第六章 委員 第16条 各学級選出の委員は学級代表として、学級活動を行い、下記委員会のいずれかに所属する。 1. 広報委員会は、学校と家庭および委員会相互の連絡融和に努め、広報を発行する。 2. 文化委員会は、会員の学習・研修・福利活動を助け必要に応じ講演会を開き、広く成人教育の一助をする。 3. 行事企画委員会は、会員の親睦を深め地域と手をつなぎ、ふるさと作りを行えるように企画を立てる。 4. 他校交流委員会は、他校との交流および親睦を深め、相互理解を図る。 5. 選考委員会は、役員、会計監査委員の選考を行う。選考委員が役員候補となり、本人が引き受ける意思がある場合は、委員を辞任し、新たに後任を補充する。 第17条 学級委員の任務はPTAの基礎組織としての学級PTA活動をとおして、会員の願いや要求をまとめ、運営委員会や各委員会に参加し活動の推進を図る。 第18条 地区委員の任務は、地区所属会員の協力を得て、地区活動に必要な事項を協議推進する。 第21条 学級委員および地区委員は、下記のとおり選出する。学級委員の選出は未経験者を優先とする。但し、家庭の事情等を充分考慮に入れるものとする。 1. 学級委員 各学級の会員（保護者）の互選により、下記の委員数の選出を行う。 （表省略） ただし、ひばり学級は、全構成人員数（学級構成人員の合計数）が36名以上となる場合、3名以上を選出するものとする。また、1～6学年において、学級構成人員数が19名以下となる学級の場合、2名以上を選出するものとする。なお、年度途中において、構成人員数に増減があっても役員の補充・解任は行わない。 2. 地区委員は、地区ごとのに前任者の責任により、毎年度の三学期末までに数名の委員を選出する。なお、地区の必要に応じて、協力員をおくことができる。 3. 欠損を生じたときは、前任者の責任により速やかに補充する。 第22条 学級から選出された学級委員は学級代表として、学級活動に協力し運営委員会の構成員となると共に、下記の委員会に所属することを基本とする。ただし、以下の（1）～（3）に該当する場合、下記委員会の構成表を基本に各委員数の一部見直しをおこない運営委員会にて確認後、運用することができるものとする。 （1） ひばり学級の全構成人員数が36名以上となった場合 （2） 1～6学年において、学級構成人員数が19名以下となる学級が発生した場合 （3） 1～6学年において、2学級以外（単学級または3学級以上）となる学年が発生した場合 （表省略）
-------	---	--

積立	第六章 特別積立金 第14条 積立目的 特別積立金は、主に、記念行事、大型備品などの購入を目的として積み立てます。 第15条 積立目標額と予算措置 原則、<u>250万円を目標額（限度）として、毎年度、可能な範囲で積み立てます。</u> 特別積立金の使用目的と支出額については、<u>役員会</u>において決定し<u>定期</u>総会にて報告します。	第八章 特別積立金 第23条 積立目的 特別積立金は、主に、記念行事、大型備品、等々の購入を目的として積み立てる。 第24条 積立目標額と予算措置 目標額としては、原則として150万円を限度として不足額が発生した場合には、当該年度以降の各年度会計の枠内より適宜引き当て補充する。 特別積立金の使用目的と支出額については、運営委員会において決定し総会にて報告する。
保険	第七章 <u>傷害保険と賠償責任保険</u> 第16条 保険料の<u>納入</u>は、<u>会費と同時に払い</u>、年1回、一世帯100円（毎年更新）とします。 第17条 既納の保険料は返金しません。	第九章 障害賠償保険 第25条 保険料の納入方法は、年一回、一世帯100円（毎年更新）とし、会費納入時におさめる。 第26条 既納の保険料は、返金されない。
慶弔	第八章 <u>慶弔見舞金</u> 第18条 <u>餞別、見舞金、弔慰金は、日野第三小学校に在籍するすべての児童とその保護者、教職員を対象とします（非会員を含む）。祝金は教職員のうち会員のみを対象とします。</u> 第19条 餞別 教職員が離任したときは、一律3,000円相当の品をおくります。 第20条 祝金 教職員（<u>会員</u>）が結婚したときは、祝金5,000円をおくります。 第21条 見舞金 1. 教職員および児童が傷病により1か月以上の療養が必要なときは、見舞金5,000円をおくりま す。 2. <u>児童宅が災害</u>の被害に遭ったときは、<u>役員会で協議の上</u>、見舞金5,000円をおくりま す。 第22条 弔慰金 <u>教職員、保護者</u>および児童が死亡したときは、弔慰金5,000円をおくりま す。 第23条 <u>上記に定めるほか、役員会が必要としたときは、見舞金、弔慰金、弔電等をおくることができます。</u>	<内規> 第1条 教職員が離任したときは、一律3,000円相当の品をおくる。 第2条 教職員が結婚したときは、祝金として5,000円をおくる。 第3条 教職員が疾病により一ヶ月以上の加療休暇を要するときは、見舞金5,000円をおくる。 第4条 前条の規定にかかわらず、教職員が公務によりまたは、保護者が学校行事およびPTA行事参加により休養を要する程度の傷病を受けたとき、その他不慮の災害を受けたときは、状況により協議のうえ見舞金をおくる。 第5条 会員および児童が死亡したときは、弔慰金5,000円とする。 上記規定にかかわらず、状況により役員で協議のうえ弔慰金または弔電をおくる。 第6条 （会計のところに記載） 第7条 下記の場合は、お見舞金として5,000円をおくることとする。 1. 会員の児童が病気・けが、登下校時の交通事故により30日以上 の欠席または、入院加療を要する時 2. 会員宅が火災などの被害に遭った時 第8条 （会計のところに記載） 第9条 （改正記録省略） 付記 常勤の校務補助員に対しては、協議の上、本内規の趣旨を準用する。
改廃	第九章 改廃 第24条 この細則は、<u>役員会</u>構成員の3分の2<u>以上</u>の賛成がなければ改廃することができません。	第十章 改廃 第27条 この細則は、運営委員会において構成員の三分の二の賛成がなければ改廃することができない。
付則	第十章 付則 第25条 （省略） 23. <u>この細則は、令和3年5月13日改正、同日から実施します。</u>	第十四章 付則 第28条 （省略）